

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項表中の技師長の欄中「及び言語聴覚士」を「、言語聴覚士及び歯科衛生士」に改め、同表中の副技師長の欄中「及び言語聴覚士」を「、言語聴覚士及び歯科衛生士」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。